

令和7年7月1日より 粗大ごみ処理手数料が変わります！

改定前

粗大ごみ 30cm以上～

300円

改定後（令和7年7月1日～）

1個又は1束につき

粗大ごみ【小】（例：イス、扇風機等）

一辺の最長が
30cm以上～1m未満



300円

粗大ごみ【大】（例：自転車、タンス等）

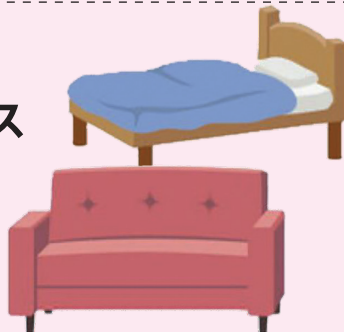
一辺の最長が
1m以上～



600円

特定粗大ごみ

- ① スプリング入りマットレス
- ② スプリング入りソファ
- ③ ソファベッド
- ④ マッサージチェア



1,500円

Q. どうして粗大ごみ処理手数料を改定するのですか？

これまで手数料の価格を据え置いてまいりましたが、搬入量が増加傾向にあり、処理費用も増加しております。粗大ごみのリユース等の推進を図り、排出する村民には、排出する粗大ごみの種別に応じ負担を求めることとしました。

Q. いつから手数料を改定するのですか？

令和7年7月1日（火）以降に申し込んだ予約分から新手数料が適用され、令和7年6月30日（月）以前に申し込んだ予約分まで旧手数料が適用されます。

※改定時期の直前は、電話が大変混み合うことが想定されます。

Q. 粗大ごみシールや予約方法に変更はありますか？

現時点での変更はなく、スーパー等で1枚300円の粗大ごみ処理券を購入し、読谷環境（☎098-958-3103）に収集の予約をお願いします。

※粗大ごみ処理券 小（300円×1枚） 大（300円×2枚） 特定粗大ごみ（300円×5枚）

読谷村役場生活環境課